

入間市学童保育室運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、入間市が設置する学童保育室においては、放課後の子どもたちの、安心・安全な生活を継続的に保障し、毎日の生活を通して子どもの育成を支援するとともに、保護者の働く権利と家族の生活を守るものとするを踏まえ、「思いやりを持ち主体的に生活する力」を育むことを目的としています。

入間市立学童保育室を業務委託するにあたり、学童保育室における育成支援の目的や趣旨をよく理解し、適切な遊びや生活の場を提供し、一人ひとりのこどもの状況や発達段階を踏まえながら、保護者・地域・学校とともに、子どもの健全な育成を図る視点から、学童保育室における保育の質や水準を低下させることなく、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有し、安定した保育サービスを効果的に提供できる事業者と契約を締結する必要があることから、運営方法を積極的に提案できる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定します。

2 業務委託の概要

(1) 業務名

- ①入間市豊岡第一地区学童保育室運営業務委託
- ②入間市豊岡第二地区学童保育室運営業務委託
- ③入間市豊岡第三地区学童保育室運営業務委託
- ④入間市東金子地区学童保育室運営業務委託
- ⑤入間市宮寺・二本木地区学童保育室運営業務委託
- ⑥入間市藤沢第一地区学童保育室運営業務委託
- ⑦入間市藤沢第二地区学童保育室運営業務委託
- ⑧入間市西武地区学童保育室運営業務委託

※委託事業者は、それぞれ個別に募集しますが、複数に応募することも可能とします。

(2) 業務内容・履行場所・履行期間

別紙地区ごとの学童保育室運営業務委託仕様書のとおりとします。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、契約締結日から令和8年3月31日までの期間は、円滑な事業の実施に向けた開設準備期間とし、業務の開始準備や保護者説明会、支援員の確保等を行うものとし、当該準備期間に関する費用は受託者の負担とします。

(4) 委託料の上限額

各学童保育室運營業務委託の上限額については、下表のとおりとします。

本金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではありません。

また、放課後児童健全育成事業である本委託業務は、消費税法基本通達6-7-5社会福祉関係の非課税範囲により、非課税として取り扱います。

No	地区	学童保育室	参考価格		
			令和8年度	令和9年度	令和10年度
1	豊岡第一	扇学童保育室	29,110,000 円	29,901,000 円	30,728,000 円
		扇第二学童保育室			
2	豊岡第二	豊岡学童保育室	57,572,000 円	58,954,000 円	60,807,000 円
		豊岡第二学童保育室			
		東町学童保育室			
		東町第二学童保育室			
3	豊岡第三	黒須学童保育室	32,706,000 円	33,539,000 円	34,616,000 円
		高倉学童保育室			
4	東金子	東金子学童保育室	28,966,000 円	29,657,000 円	30,584,000 円
		新久学童保育室			
5	宮寺・二本木	宮寺学童保育室	32,706,000 円	33,539,000 円	34,616,000 円
		狭山学童保育室			
6	藤沢第一	藤沢学童保育室	57,356,000 円	58,738,000 円	60,591,000 円
		藤沢北学童保育室			
		藤沢北第二学童保育室			
		藤沢北第三学童保育室			
7	藤沢第二	藤沢南学童保育室	57,788,000 円	59,170,000 円	61,023,000 円
		藤沢南第二学童保育室			
		藤沢東学童保育室			
		藤沢東第二学童保育室			
8	西武地区	西武学童保育室	43,161,000 円	44,198,000 円	45,587,000 円
		西武第二学童保育室			
		仏子学童保育室			

※上記金額は年額を示したものです。

※金額は契約時の予定価格を示すものではありませんのでご注意ください。

※提出にあたっては、受託を希望する施設ごとに見積を提示してください。契約にあた

っては、提案見積書をもって契約するとは限りません。

※参考金額には、国・県補助金である「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）」は含まれていません。令和 8 年 4 月 1 日以降に附帯契約等により追加する予定です。

※上記金額及び補助金の他、現支援員等の継続雇用を推奨するための予算は含まれていません。令和 8 年 4 月 1 日以降に附帯契約等により追加する予定です。

3 本契約に係る契約候補者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより候補者を決定します。

なお、候補者の選定については、入間市学童保育室運営事業者選定会議（以下「選定会議」という。）が行うものとしします。

4 参加資格及び応募条件

本案件に参加及び応募できるものは、企画提案書類等の提出時点で、下記に掲げる要件をすべて満たす事業者とし、複数の企業による共同参加は認めません。

なお、企画提案書類等の提出後において、要件を満たさなくなった場合は、参加及び応募を認めません。

(1) 参加資格

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②入間市指名競争入札等参加資格者名簿委託に登録していること。入間市指名競争入札等参加資格者名簿委託に記載されていない者は、参加申込時に別紙企画提案書類等提出書類一覧「12」の書類を提出してください。
- ③公告日から落札決定までの期間において、入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領又は入間市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ④手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者でないこと。
- ⑤本実施要領公表日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続の開始が決定されている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続の開始が決定さ

れている者を除く。)でないこと。

- ⑦暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び入間市暴力団排除条例（平成24年入間市条例第20号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

※提案書類（役員名簿等）に記載されている情報を狭山警察署長に提供する場合があります。

- ⑧法人税、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- ⑨代表者の所得税及び住民税について滞納がないこと。
- ⑩労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- ⑪提案業務を行うに当たり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、認可又は認可を受けている者であること。

(2) 応募条件

- ①各仕様書に示す学童保育室運営内容の全てを受託できる法人であること。
- ②関係法令を遵守し、社会福祉事業に熱意及び見識を有し、良好な実績があること。
- ③直近の会計年度において、経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、5年以上連続して損失を計上していないなど財務内容が適切であること。
- ④応募日現在において、学童保育室事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を5年以上運営していること。

なお、社会福祉法人、NPO法人については、保育施設の運営や放課後児童に関する事業を実施している実績を上記実績に代えることができる。

- ⑤学童保育室の運営については、放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日こ成環第16号）を基本とし、入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年入間市条例第20号）を遵守し、入間市立学童保育室育成支援指針（令和2年4月策定）に準拠すること。
- ⑥本市のこども支援行政に積極的に協力できる事業者であること。
- ⑦令和8年3月31日までに事業実施に係る準備等を完了し、同年4月1日から事業を開始できること。
- ⑧所轄庁の指導監査等において、過去5年間、文書指摘を受けていないこと。ただし、

文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取扱いとする。

5 実施手順の概要

(1) スケジュール

- ①実施要領の公表 令和7年10月1日（水）
- ②公募説明会 令和7年10月14日（火）
- ③現地見学会 令和7年10月14日（火）～10月16日（木）
- ④参加意向表明書提出期限 令和7年10月21日（火）午後5時まで（必着）
- ⑤質問受付期限 令和7年10月21日（火）午後5時まで（必着）
- ⑥質問回答期限 令和7年10月27日（月）
- ⑦企画提案書類等提出期限 令和7年11月11日（火）午後5時まで（必着）
- ⑧書類審査・プレゼンテーション審査 令和7年11月中旬 ※日時は別途通知
- ⑨最終選定結果の通知 令和7年11月下旬予定
- ⑩最終選定結果の公表 令和7年12月上旬予定
- ⑪契約締結 令和7年12月中旬予定

※⑧の審査以降の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合があります。

6 現地見学会

本プロポーザル参加にあたり、具体的な業務内容等について参加希望者の理解を深め、市の意向に沿った提案書の提出を促すために、次のとおり現地見学会を開催します。

日	時間	場所等
令和7年10月14日（火）	9：00～ 9：50	市役所C棟5階501会議室
	10：00～10：20	豊岡学童（第一・第二）
	10：35～10：55	東町学童（第一・第二）
	11：10～11：30	藤沢北学童（第一～三）
	11：45～12：00	藤沢学童
令和7年10月15日（水）	9：00～ 9：20	藤沢東学童（第一・第二）
	9：35～ 9：55	藤沢南学童（第一・第二）
	10：10～10：30	扇学童（第一・第二）
	10：50～11：05	高倉学童
	11：20～11：35	黒須学童
令和7年10月16日（木）	9：00～ 9：15	宮寺学童
	9：30～ 9：45	狭山学童

	10：00～10：15	新久学童
	10：30～10：45	東金子学童
	11：05～11：20	西武学童（第一・第二）
	11：35～11：50	仏子学童

※参加を希望する場合は、令和7年10月9日（木）午後5時までに事務局あてに、
電話またはメール（様式自由）により申し込むこと。

※施設間の移動は事業者で用意した自動車に参加者の責任において行うものとし
ます（1事業者1台まで）。申込者多数の場合、駐車場の場所が対象施設とならない
場合があります。

※見学会に参加できない場合でも応募は可能ですが、再度の説明はいたしません。

7 参加申込書類の提出方法

上記「4.参加資格及び応募条件」を満たし、本プロポーザルに参加申し込みをする場合
は、以下の方法により参加申込書類を提出すること。提出期限までに提出がない者からの
提案は受け付けないものとする。

【参加意向表明書の提出】

(1) 提出方法

参加希望者は、参加意向表明書（様式第1号）に必要事項を明記のうえ、事務局あて
持参又は郵送、電子メールにてご提出ください。

※郵送または電子メールでの提出の場合は、必ず事務局に電話にて到着を確認すること。

(2) 提出期限

令和7年10月21日（火）午後5時まで ※期限厳守

【企画提案書類等の提出】

(1) 提出方法

参加意向表明者は、提出書類に必要事項を明記のうえ、事務局あて持参又は郵送にて
ご提出ください。

(2) 提出書類

企画提案書類等提出書類一覧（別紙）のとおり

(3) 提出部数等

- ・必要部数（正1部と副10部（コピー可））と企画提案書類等提出書類一覧（別紙）
の1～3、7～9を格納した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚とします。
- ・所定書式以外の書類の規格はA4判（縦）とします。

- ・提出に際しては、企画提案書類等提出書類一覧（別紙）の順にフラットファイルに綴り、書類提出に見出しのインデックスを付けてください。
- ・企画提案書類及び電子媒体は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・企画提案書類等の分割提出は認めません。
- ・企画提案書類等の不足又は提出期限内未到着の場合は、本案件の参加自体を無効とします。
- ・企画提案書類等の受付後、いかなる理由があろうと補足説明資料以外の追加及び提出資料の修正は認めません。
- ・企画提案書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ・提案書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、入間市は本業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ・提出書類に含まれる第三者の著作権の使用等に関しては、応募者が第三者の許諾等を得る等、一切の責任を負うものとします。

(4) 提出期限

令和7年11月11日（火）午後5時まで ※期限厳守

【参加の取り下げ】

参加意向表明書（様式第1号）の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに参加辞退届（様式第2号）で事務局まで持参又は郵送、電子メールで提出してください。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはありません。

8 質問及び回答

(1) 質問方法

- ① 質問票（様式第3号）に質疑事項を記載のうえ、事務局へ提出してください。
- ② 提出は電子メールによるものとし、電話やファックスによる質問は受け付けません。
メール：ir343000@city.iruma.lg.jp
電話：04-2964-1111（内線 2362～2364）
- ③ 質問は業務提案書の作成・提出に必要な事項及び業務実施にかかる事項とし、評価・審査に係る質問は受け付けません。

※本実施要領に関する多岐にわたっての詳細な質問もお控えください。

④ 質問送信後の到達確認連絡を電話にて必ず行ってください。

(2) 受付期限

令和7年10月21日（火）午後5時まで ※期限厳守

(3) 回答方法

質問及び回答の内容は、令和7年10月27日（月）までに市ホームページで回答いたします。

9 業務提案書審査及び評価

(1) 審査方針

事業選定の審査は、選定会議が行います。選定会議の会議は、非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査方法

公募説明会において示す審査基準に基づき、選定会議委員による書類審査、プレゼンテーション審査を行い、総合的に採点し、地区ごとに契約候補者を選定します。次点の者を第2候補者とします。

なお、審査基準については、公募説明会で示します。

(3) 書類審査

企画提案書類に基づく書類審査を行います。評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じません。

なお、審査結果後に本実施要領及び仕様書の内容等に関し、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。提案者からの審査結果に関する情報開示は、提案者の自己情報についてのみ対象となります。

(4) プレゼンテーション審査

①提案者にプレゼンテーション審査会場に来場いただき、選定会議委員の質疑に臨んでいただきます。

②プレゼンテーション審査では、企画提案書類に基づき、選定会議委員からの質疑を行います。

③審査時間は、8地区の業務委託について一括してのプレゼンテーションとするため、入替時間を除き、1提案者あたり概ね30分以内とします（10～15分程度の質疑応答時間を含まない）。なお、1地区あたり5分を限度として「各地区における特徴的な取組等」に関する説明を加えることができることとします。

④追加資料等は、本市が求める場合を除き不可とします。ただし、必要に応じ、補足資料を提出することができることとします。

⑤プレゼンテーション審査の出席者は、1 提案者あたり 3 名以内とし、本業務に携わる者で、事業管理者、施設責任者（予定者）とします。

(5) 最優秀提案者の決定

①合計点が最も高い者を最優秀提案者に決定します。

②評価項目単位で「0 点」となる場合、又は採点結果が全体配点の 70%未満となる場合は、単独応募、又は相対順位が 1 位の場合であっても最優秀提案者としません。ただし、内容によって修正が可能と判断できる場合はこの限りではありません。

③審査基準（審査項目、配点等）は、公募説明会で示します。

(6) 審査結果の通知

①令和 7 年 11 月下旬（予定）に書面にて、プレゼンテーション審査を実施した全ての提案者に通知を発送します。

②通知にて、採点結果を記載するとともに、最優秀提案者及び次点提案者となった提案者にはその旨を、その他の提案者には候補者に選定されなかった旨を記載します。

③評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じません。なお、審査結果後に本実施要領及び仕様書の内容等に関し、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることができません。

④提案者からの審査結果に関する情報開示は、提案者の自己情報についてのみ対象となります。

(7) 審査結果の公表

審査結果の通知後、令和 7 年 12 月下旬（予定）で市のホームページにて結果公表を行います。公表内容は以下のとおりです。

①最優秀提案者の名称、評価点

②最優秀提案者の選定理由

③全提案者の名称

④全提案者の評価点

ただし、応募が 2 者であった場合は、次点提案者の評価点は公表しません。

また、最優秀提案者以外の提案者の評価点が何点であったかは明らかにしません。

(8) その他

本案件に関して本実施要領の公表の日から審査結果の公表の日までの間、選定会議委

員や市職員への接触を禁じます。

※参加表明提出、公募説明会、質問受付、企画提案書類等提出、プレゼンテーション審査の場を除きます。

なお、選定会議の委員名、提案者名簿等に関する質問は一切受け付けません。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし、応募自体を取り消します。

- (1) 企画提案書類等の提出書類において、虚偽の内容を記載したとき。
- (2) 提出期限までに提出場所に企画提案書類等の提出がないとき。
- (3) プレゼンテーション審査を受診しなかったとき。
- (4) 一団体に同一業務に対し複数の提案をしたとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (8) 選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (9) 選定会議委員に対して、直接・間接問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき。
- (10) 契約締結日までの間に「4.参加資格及び応募要件」に該当しなくなったとき。
- (11) その他、本実施要領の内容に違反したとき。
- (12) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (13) 提案上限金額を超えた見積書を提出した場合

11 契約について

- (1) 最優秀提案者は、本市と仕様並びに金額等を協議のうえ、本市の内部手続きを経て本業務を依頼する相手方として決定されるため、最優秀提案者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約するものではありません。
- (2) 最優秀提案者と協議が整わない場合は、本市は次点提案者と協議を行います。
- (3) 契約内容は、企画提案書の提案内容をもとに、本市と協議のうえ決定します。最優秀提案者と当該業務について協議し、内容について合意のうえ、当該業務の仕様を確定させた後、再度見積書の徴収を行うこととします。
- (4) 協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結します。

- (5) 契約の締結に際し、万一提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、又は提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った被害について損害賠償を求めることがあります。
- (6) 受注者は、契約締結に当たり、入間市契約規則（令和 7 年規則第 26 号）に基づき、契約保証金を納付していただきます。（ただし、同規則第 28 条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合を除きます。）

※契約保証金の納付をする場合

契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上を本市に納付していただきます。

- (7) 別途令和 8 年度当初予算に計上する「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）」及び現支援員等の継続雇用を推奨するための予算については、当初の契約には含みませんが、令和 8 年 4 月 1 日以降に附帯契約等により追加する予定です。

12 その他

- (1) 企画提案書類等の作成及びその他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費は全て提案者の負担とします。
- (3) 本案件の提案者に対する参加報酬はありません。
- (4) 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受注者の負担となります。
- (5) 企画提案書及び見積書は、地区単位ごととします。
- (6) 提出書類については、返却しません。
- (7) 提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

13 応募先、質問・問い合わせ先（事務局）

〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1（入間市庁舎 C 棟 2 階）

入間市こども支援部青少年課放課後子ども担当

受付時間：月～金曜日（祝休日除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時

メール：ir343000@city.iruma.lg.jp

電話：04-2964-1111（内線 2362～2364）